

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 骨子及び別冊資料に関する意見募集の結果について

【意見募集の趣旨】

スポーツ庁・文化庁では、令和 8 年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての考え方を示すものとして、新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定することとしているところ、同ガイドラインの骨子及び別冊資料（地域クラブ活動に関する認定制度）について国民の御意見等を幅広く募集するもの。

【実施期間】

令和 7 年 10 月 30 日（木）～11 月 13 日（木）

【意見総数】

1,809 件

【意見の内訳】

- I 部活動改革の基本的な考え方・方向性 : 550 件
- II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 : 239 件
- III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応 : 228 件
- IV 学校部活動の在り方 : 428 件
- V 大会・コンクールの在り方 : 200 件
- VI 関連する制度の在り方 : 79 件
- その他 : 85 件

【意見の概要】

次頁以降のとおり。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約して記載している。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

<改革の方向性について>

- ・ 全国一律ではなく、都市部と地方、学校規模や文化の違いなど、地域の事情を踏まえて段階的に実施すべき。改革の方向性として、地域ごとの自主性と創意工夫を尊重することが大切。
- ・ 「改革実行期間」が6年間あるが長すぎるので、もっとスピード感を持って進めてほしい。
- ・ 設定した「改革実行期間」が延長されることのないよう、設けた期間内に実現がはかられるよう、国として責任を持ってほしい。
- ・ 「改革実行期間」をあくまで目安と捉えて取組が遅れている自治体もある。「原則」地域展開の実現を目指すというあいまいな表現では改革が形骸化するので、地域展開の期限や責任主体を明記すべき。
- ・ 改革期間中は3年ごとの評価となっているが、国からの視察、調査等を定期的に行い、地域展開が実現するように丁寧なフォローアップをすべき。
- ・ 中間評価の際に全国調査をして都道府県別に状況を公表する、また、改革実行期間終了時に地域展開が完了していない自治体名を公表するなど、現時点で定めておくべき。
- ・ 生徒の活動機会を保障するための改革である以上、形式的な「地域展開の完了」ではなく、安心して活動できる持続可能な体制を整えることが重要。
- ・ 専門的な知識がないのに部活動の顧問をやっている教師もいるため、子供たちの能力に差が出てしまう。地域展開等により、子供たちの能力を平等に育成できるような環境をつくるべき。
- ・ 学校における働き方改革についても目的として記載すべき。

<財政支援について>

- ・ 地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財源等が改革の進捗に大きな影響を与えていていることを踏まえ、国として地方公共団体の取組に対して財政的な支援を行うことを明記すべき。
- ・ 保護者や地域の金銭的負担が過大にならないよう、公的支援の拡充が必要。
- ・ 経済格差や地域格差によらず、すべての子どもたちが安心して地域クラブ活動に参加できるよう、国による支援が必要。
- ・ 指導者に求められる資質や責任ある運営を担保するためには、相当の報酬や団体の運営費等について、国や自治体からの補助が必要。

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

<地域クラブ活動の在り方について>

- ・ 勝利至上主義の子供・保護者・指導者によって地域クラブ活動が本来の趣旨から外れることを懸念。
- ・ 意欲的に取り組みたい生徒の活動が必要以上に制限されないようにすべき。
- ・ 「学校部活動が担ってきた教育的意義」が強調されることで、教職員が地域の指導者となることを強制される可能性が懸念される。「教育的意義」という言葉ではなく、リーダーシップを養う、仲間づくりの土台とするなど、具体的な表現にするべき。

<地域クラブ活動に関する認定制度について>

- ・ 認定制度では、申請書・活動計画書・誓約書など多くの書類提出や審査が求められており、審査に時間がかかることも含めて運営団体にとって大きな事務的負担となり、地域の多様な活動の広がりを妨げるという懸念がある。そのため、国は全国統一の申請フォーマットを整備し、オンラインで申請・更新・報告を行える仕組みを早期に構築すべき。また、認定審査の基準についても、地方公共団体ごとに差が生じないよう明確なガイドラインを設け、透明性を確保するべき。
- ・ 令和8年度中の認定は、期間が短すぎる。前期改革実行期間の3年間程度は経過措置を講ずるなど、しばらくは認定に関係なく財政的支援を行うべき。
- ・ 認定段階を2段階にするなど、より裾野を広げられる制度設計にしないと、認定をとれる団体が限られてしまうのではないか。
- ・ 本来地域クラブ活動は、生徒の自主的な活動だが、認定制度の恣意性によって、活動が制限される懸念がある。
- ・ 認定地域クラブになることの負担に対してメリットが少ない。
- ・ 認定されない地域クラブはどのような立ち位置なのか、存在しうるクラブ活動の区分けを明確にしていただきたい。

<「認定地域クラブ活動指導者」登録制度について>

- ・ コンプライアンスやハラスマントに対する研修を強化すべき。動画視聴だけで一定のレベルは保てないので、せめて指導前と年1回程度は対面にて研修すべき。
- ・ 指導者の確保が難航している中で、さらに条件を付してしまうと、指導者の確保がますます困難となる。指導者の資質の向上は重要な課題であり、研修会の実施や資格取得の助成などに取り組んでいきたいが、認定要件に加えることは勘弁していただきたい。

- ・ 無資格の指導者については、処分(処罰)規程が整備(周知)されておらず、自治体等既定の研修等を受講し、自治体等に通報窓口が設置されたとしても、不適切行為に対して処分できず、抑止効果がないのではないか。
- ・ 「地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導」とあるが、地域にまだ指導者は揃っていないわけではない。そもそも部活動は生徒の自主的な活動と規定されており、必ずしも専門的な指導者が必要ではないはずで、生徒の主体的な活動を支える大人の関わりを認めるべきである。

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

<推進体制の整備について>

- ・ 都道府県において、これまでの改革のスピードが遅いことを自覚するとともに、改革への強いリーダーシップや国の方針に従わない自治体に対する指導力が必要。
- ・ 改革の円滑な推進に当たっては市町村等の担当部局への人員配置が必要。
- ・ 自治体の役割として、地域連携や合同部活動を実施している学校等へも丁寧なヒアリングを行う必要がある。
- ・ 教師の協力ありきの改革とならないよう、あくまで市町村が改革主体であり、教師は任意で活動に参加できる立ち位置であることを強調すべき。
- ・ 運営団体の役割や担うことが期待される機関や団体の例示をすべき。
- ・ 小中学校との連携のみならず、高校との連携も深めるべき。
- ・ 若年指導者には教育的配慮と安全管理の課題があるため、大学生を指導者として活用する際には、教師負担への配慮を前提にしつつ、十分な研修・監督体制を整備すべき。

<各種課題への対応について>

- ・ 多くの自治体ではそもそも運営団体を担える団体が存在していないため、運営団体の設立に対する補助・人材派遣・ノウハウ提供の仕組みを明確化するなど、運営団体の設立支援や既存団体の運営団体化についての支援を行うべき。
- ・ 指導者不足の地域にも他地域から指導者に来てもらえるよう、指導者が生計を立てられるような報酬を支払う必要。
- ・ 地域の指導者が不足している場合、教師の兼職兼業に頼らなければならない。民間の指導者を継続的に派遣するとともに、派遣に見合う報酬を確保する必要がある。
- ・ 地域クラブ活動での施設利用が進むよう、土日の学校施設の開放や施設の利用時間の設定の柔軟化をすべき。
- ・ 広域での地域クラブ活動の実施は、子どもや保護者の移動負担が大きくなり、参加できる子どもが限られてしまうので、送迎手段の確保を検討すべき。

- ・ 地域クラブでハラスメント等が起きた場合に、どこにどういった流れで相談できるのか、具体的に示すべき。
- ・ 不適格な人材に対してはきちんと処分する覚悟をもつべき。
- ・ 自治体による活動費の補助や交通支援、生活困窮家庭への費用免除制度の整備など、経済的・地理的な障壁を取り除く具体策をガイドラインに明記すべき。

<生徒のニーズ反映及び地域クラブ活動への参加促進について>

- ・ 生徒のニーズ把握、保護者への広報や理解促進については、学校任せにせず、行政が主体的に取り組むべき。
- ・ 児童・生徒は地域展開に関する理解度の差が大きいので、子供たちに現状を理解してもらったうえで、ニーズ把握の調査をするべき。

IV 学校部活動の在り方

<適切な運営のための体制整備について>

- ・ 教職員が部活動顧問をする場合、部活動開始・終了時刻については、教職員の勤務時間内に設定することを原則とすべき。
- ・ 教師を部活動顧問とする際は、必ず本人の意思を確認し、最大限考慮すべき。
- ・ 子どもの豊かな生活経験や健全かつ全人格的な成長発達に好影響を与えるという背景があり、マルチスポーツや多様な文化・芸術活動経験が奨励されているので、「部活動数の合理化等の実施」と「マルチスポーツ部や総合文化部」は別の項目として設定すべき。

<適切な指導・安全安心の確保について>

- ・ 部活動の練習内容や負荷の設計を科学的かつ安全なものに見直すとともに、生徒の心身の負担や怪我の状況を定期的に点検し、必要に応じて練習内容を改善することが必要。部活動の評価・チェック体制を整備すること。

<適切な活動時間・休養日の設定について>

- ・ 活動時間や休養日の規程等について、子どもたちや保護者一人ひとりに国の考え方をプッシュ型で共有することで、長時間活動を是正すべき。
- ・ 活動時間・休養日は遵守されていない場合が多く、不適切な設定をしている場合にペナルティを課すべき。または、大会・コンクールの参加規程に「部活動ガイドラインを守っていること」と追加すべき。

- ・ 適切な活動時間や休養日については、子どもたちの心身の発達や健康面への配慮、勝利至上主義に陥らない観点等から、ガイドラインに示されたものを原則として、教育委員会ならびに学校が明確に設定する必要がある。

＜その他＞

- ・ 私立学校では、部活動ガイドラインが適用されないと誤解しているので、私立公立問わず高校も対象である旨、強調して明記すべき。

V 大会・コンクールの在り方

＜生徒の大会参加機会の確保について＞

- ・ 大会参加規程の見直しをする際に、勝利至上主義が強まらないよう配慮すること。
- ・ 多くの競技団体で「学校に所属していないければ大会に出場できない」という仕組みが残っているので、学校かクラブかを問わず、同じ基準で大会に参加できるようにすべき。
- ・ 改革実行期間後に、学校部活動として大会に参加するかどうかはとても大事なポイントであるので、方針を明記すべき。
- ・ 試合や大会などへの参加について、部活動と地域クラブ活動で、学校の出欠の扱いに差が生じないようにすべき。
- ・ 大会やコンクールのあり方について、平日の学校部活動のあり方や地域クラブ活動のあり方と同時進行で考えていくべき。

＜大会への参加の引率や運営に係る体制の整備について＞

- ・ やむを得ず教師が大会引率を担う場合は、必ず本人の意思確認を行うことを明記すべき。また、大会運営や事務作業も含めて外部へ移行できる制度が必要。
- ・ 中・高の体育連盟や文化連盟には多くの教職員が携わっており、地域展開後の団体運営について持続可能で効率的な運営の在り方を検討し、どのような見通しがあるのか示すべき。
- ・ 学校の教師に依存する大会は持続可能性に欠けるため、各競技団体等が運営主体となり、教師に業務を依存しない運営体制へ移行すべき。
- ・ 中体連の大会参加について、教職員が監督にならなければならないという制約がある競技が多く、教職員が大会に参加しなければならないため、大会参加資格を見直してほしい。
- ・ 平日の大会に地域クラブとして参加する場合、指導者は本業の仕事を休まなければならない。
- ・ 地域クラブ活動が参加する大会において、運営への協力がされない例がある。大会運営について協働できる体制づくりのため、共通理解を図る必要がある。

- ・ 大会引率する場合、教師には手当が付くが、部活動指導員には交通費すらつかないことがあるため、費用負担についても考慮するよう記載すべき。

VI 関連制度の在り方

<教師の兼職兼業について>

- ・ 教職員のなかにも、中学生のために活動をしたいと考えている人は少なくない。これまで部活動や大会、コンクール等の運営を行ってきた教職員は地域展開においても重要な人材であり、継続して参加できるシステムの構築をお願いしたい。
- ・ 地域の指導者不足等により、部活動の顧問が半ば強制的に兼職兼業を申請するように依頼される状況があるため、教師に兼職兼業を強制しないようなことを盛り込むべき。
- ・ 兼職兼業を希望しない教職員がいた場合に、その意志をしっかりと尊重すること。地域や管理職に頼まれて教師が兼職兼業を無理強いされることのないように、管理職への教育委員会からの丁寧な説明と指導が必要。

<高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて>

- ・ 地域移行されることにより、学校が把握できない部分が出てくるので「調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、・・・望ましいと考えられること」の1文を削除してもらいたい。練習態度などは、活動中に見学に行かない限り分からぬので、負担増につながる。

その他

- ・ 文化部の地域展開は運動部に比べて進んでいないのが現状。地域の芸術文化振興にもつながる重要なものであり、運動部と同様に、文化部への支援等を並行して進める必要。
- ・ 教職員への情報共有がほとんどされていないため、丁寧に情報共有してほしい。
- ・ 特に音楽系の活動などにおいて、これまで学校教育の中にあった部活動だったからこそ認められていた著作権にまつわる問題について、明記がなされていない。児童生徒の音楽活動では大きな問題になることから、本ガイドラインに入れ込むことが難しくても、文化庁が整理をし、解釈等を公にすべき。
- ・ 地域クラブ活動に参加してきた中学生が、高等学校進学後はこれまでと変わらない高校部活動に入部すると戸惑うのではないか。高等学校の部活動についても検討すべき。